



2024年10月11日

各位

会社名 株式会社チームスピリット
代表者名 代表取締役 CEO 道下 和良
(コード：4397 東証グロース)
問合せ先 取締役 COO 虎見 英俊
(TEL. 03-4577-7510)

取締役に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式及びストック・オプション）の導入のお知らせ

当社は、報酬委員会での審議を経て、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く、以下同じ。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入及びストック・オプション制度（以下、総称して「本制度」という。）の導入を決議し、両制度の導入に関する議案（以下、「本議案」という。）を2024年11月29日開催予定の当社第28期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、取締役に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、取締役に対して譲渡制限付株式及びストック・オプションを報酬等として付与し、又はそれらと引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額は年額200百万円（うち社外取締役分は年額50百万円以内とする。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。本株主総会では、上記の報酬枠の範囲内にて、取締役に譲渡制限付株式及びストック・オプションを報酬等として付与することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に基づく第1回の本譲渡制限株式及び本新株予約権の発行決議は、2024年12月開催の取締役会で行うことを予定しています。具体的な内容が決まり次第、すみやかに開示予定です。

II. 本制度の概要

1. 本譲渡制限付株式の内容

(1) 本譲渡制限付株式の払込金額

本譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

(2) 金銭債権の支給及び現物出資並びに募集株式の数の上限

当社は、付与の対象となる取締役に対し、発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給し、当該取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。なお、取締役に対して支給する金銭報酬債権は、報酬等の限度額である年額 200 百万円（うち社外取締役分は年額 50 百万円以内とする。ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、かつ、年額 50 百万円を上限とし、一事業年度内に発行又は処分される普通株式の数は 80,000 株を上限として決定するものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、普通株式の発行日後、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「勤務期間」という。）にわたって継続して取締役として業務を執行し、勤務期間経過後に退任する時まで、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）こと。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、勤務期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得すること。また、本割当株式のうち、勤務期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、勤務期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は当社取締役会若しくは本割当契約で定めた割合の株式につき、取締役の退任の時点をもって譲渡制限を解除すること。ただし、当該取締役が、取締役会が正当と認める理由により、勤務期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) その他

本譲渡制限付株式の発行時期、発行又は処分株式数、対象となる取締役その他の具体的な内容については、本株主総会以降に開催される取締役会において決定します。

2. 本新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当ての対象者及び割り当てる新株予約権の数

新株予約権の割当て対象者は、取締役（社外取締役を除く。）を対象とし、本株主総会以降に開催される取締役会にて決定します。また、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限を、800 個以内とし、その公正価額は、報酬等の限度額である年額 200 百万円（うち社外取締役分は年額 50 百万円以内とする。ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、かつ、年額 50 百万円を上限とします。

(2) 本新株予約権の発行要領

本新株予約権の発行要領は以下の内容を含むものとし、本株主総会以降に開催される取締役会にて決定いたします。なお、以下に定めるほか、新株予約権の行使の条件として、当社取締役会が別途段階的に定める株価を上回った場合に限り、当該株価ごとに対応して取締役会が別途段階的に定める行使可能割合を上限として本新株予約権を行使することができる旨を定める予定です。本新株予約権が行使されることにより当社の発行済株式の希薄化が生じますが、本新株予約権に、株価の上昇に伴って段階的に行使可能割合が増加する条件を設定することで、当社が中長期的により高い株価を目指す設計となり、当該目標が達成されることは、当社の企業価

値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このように、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

② 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日より2年を経過した日から当該新株予約権発行決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

- (a) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役の地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任若しくは定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神若しくは身体の故障により地位を喪失した場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑦ 新株予約権の無償取得

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

また、新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑤に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑧ その他

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上